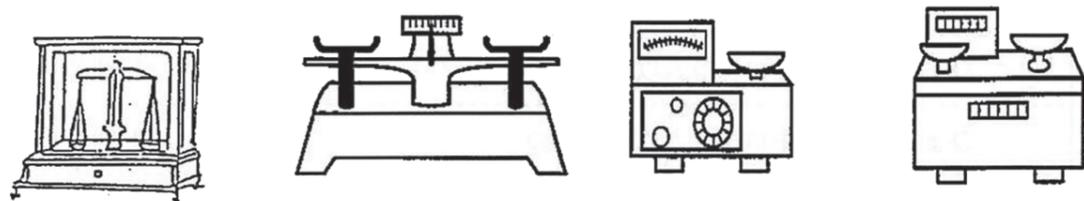


## 定期検査対象軽量器分類図（質量計）

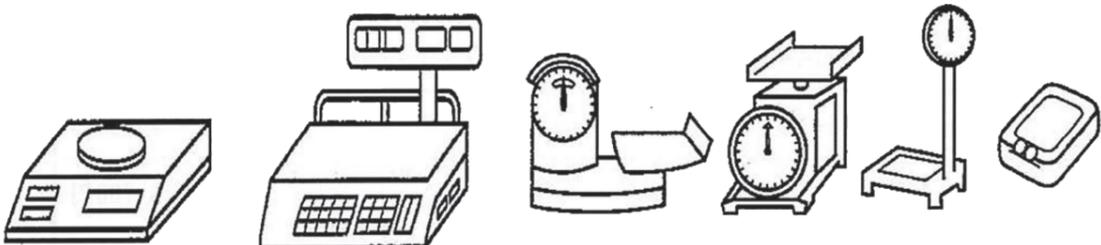
（下記は通常のものであるが型式能力により多少の相違はあります）

種類	手数料	種類	手数料	種類	手数料
天びん	600円	等比皿手動はかり	600円	手動指示併用はかり	550円



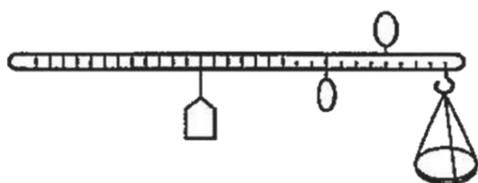
種類	種類	手数料
電気式	秤量100kg以下	1,400円
	秤量250kg以下	1,800円
	秤量500kg以下	2,200円

種類	種類	手数料
指示	秤量100kg以下	500円
	秤量250kg以下	900円
	秤量500kg以下	1,500円

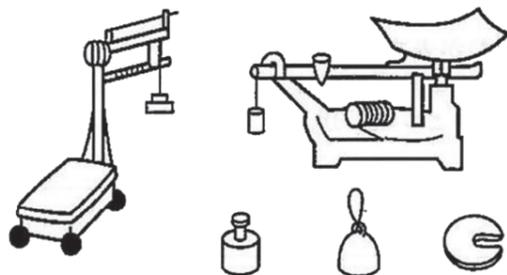


種類	種類	手数料
手動	秤量100kg以下	500円
	秤量250kg以下	900円
	秤量500kg以下	1,500円
	不等比	500円
	おもり(5個)	50円
	分銅(5個)	50円

種類	種類	手数料
棒	はかり	250円



種類	種類	手数料
直線	目盛	250円



お問い合わせ先：(社)熊本県計量協会  
 熊本県産業技術センター計量検定部  
 商工観光課 担当：山本

☎096-367-7816  
 ☎096-369-2151  
 ☎0965-62-2315

## 計量器(はかり)定期検査のお知らせ

取引や身体検査等の証明に使用する計量器(はかり)は、計量法第19条の規定により2年に1回の定期検査を受けるよう義務づけられています。

氷川町では、次の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は受検されますようお願いいたします。

検査日	検査受付時間	検査場所
8月23日(月)	10時00分から11時30分	氷川町役場裏(庁用車駐車場)
	13時00分から15時00分	宮原体育館 駐車場
持参する物	計量器(質量計等)・手数料(500円から2,200円)	

※12時から13時までは除きます

### 定期検査の対象となる業種及び使用場所は次のとおりです。

#### 対象業種等

- \* 商店(精肉、鮮魚、青果、惣菜、物産館)・行商などで商品の売買に使用するはかり
- \* 病院・薬局等で使用している調剤用のはかり
- \* 病院・学校(小中高大学)・保育園等で使用している体重測定用のはかり
- \* 病院・学校(給食センター小中高大学)・保育園等での食材確認用のはかり
- \* 宅配など運送業者等が貨物の運賃算出用に使用するはかり(取次店も含む)
- \* 農業・漁業などの生産者とその生産物等の売買・出荷等に使用するはかり
- \* 工場・事業場などで、材料の購入・製品の販売等に使用するはかり
- \* 農協・漁協・市場等の団体が流通物資の集荷・出荷等に使用するはかり
- \* 官公庁(警察、検察庁)で公文書記載のための計量に使用するはかり
- \* 飲食料品小売店でご飯等の飲食料の小売りに使用するはかり
- \* 質屋・銀行等で金などの取引に使用するはかり
- \* 金物店・ふとん店・種苗店・ホームセンター等で針金・ふとん・種子などの取引に使用するはかり
- \* 製麺所・米穀店・茶舗・コーヒー豆等販売店で取引に使用するはかり

#### 除かれる計量器

##### 1 取引・証明に使用できないもの【家庭用計量器】

- 一般用体重計 ヘルスメーター
- 乳幼児用体重計 ベビースケール
- 調理用はかり キッチンスケール

##### 2 取引・証明にあたらぬもの【目安使用等】

- 学校・公衆浴場等で、自己の健康管理用に使用されているはかり
- 給食センター・食品加工場・飲食店等で調配合用に使用するはかり
- 事業場等で品質管理・原料の調合に使用するはかり
- 郵便物の試しはかりとして使用するはかり
- 農家で肥料の配合・生産物の自己管理用として使用するはかり

※計量法上「取引・証明」の定義(計量法第2条第2項)

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表現することをいう。